

議案第54号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の2の項を削る。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。